

- 対象期間** 令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。
- 【免除猶予】** ・令和元年度分(R2.2月～6月) ・令和2年度分(R2.7月～R3.6月) ・令和3年度分(R3.7月～R4.6月)
- 【学生納付特例】** ・令和元年度分(R2.2月～3月) ・令和2年度分(R2.4月～R3.3月)
  - ・令和3年度分(R3.4月～R4.3月)
- 申請方法** 申請書様式や申請方法などの詳細は、町民サービス課保険年金係へ問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>) をご覧ください。
- 問 合 先** 町民サービス課保険年金係 内線(523)

## 国民健康保険税・後期高齢者保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に「国民健康保険税」や「後期高齢者医療保険料」が減免される制度があります。

- 対 象 者** 次の①および②のいずれかに該当する方
  - ①【死亡・傷病】新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
  - ②【収入の減少】新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の(1)～(3)までのすべての要件を満たす方
    - (1) 前年の総所得金額等の合計額が1,000万円以下であること
    - (2) 令和3年中の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
    - (3) 上記2以外の収入で、令和2年度の所得の合計額が400万円以下であること
- 対象となる保険税(料)** 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険税(料)
- 減 免 額** 上記の対象者①に該当する方は全額免除、対象者②に該当する方は全額または一部を免除
- 申請方法** まずは電話でご相談ください。内容や所得状況を確認後、減免申請書と返信用封筒を郵送します。
- 問 合 先** 【国民健康保険税】⇒税務課税務係 内線(536)  
【後期高齢者保険料】⇒町民サービス課保険年金係 内線(523)

## 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に「介護保険料」が減免される制度があります。

- 対 象 者** 次の①または②のいずれかに該当する方
  - ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、その世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)
  - ②新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次の(1)および(2)に該当する第1号被保険者(65歳以上の方)
    - (1) 世帯の主たる生計維持者の令和3年収入が令和2年の収入と比べて3割以上減少する見込みであること
    - (2) 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計が400万円以下であること
- 対象となる保険料** 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに納期限が設定されている保険料
- 減 免 額** 上記の対象者①に該当する方は全額免除、対象者②に該当する方は全額または一部を免除
- 申請方法** まずは電話でご相談ください。  
内容や所得状況を確認後、減免申請書と返信用封筒を自宅等へ郵送します。申請には医師の診断書や収入を証明する書類（事業帳簿や給与明細書など）が必要です。詳しくは電話相談時にお伝えします。
- 問 合 先** 介護福祉課介護保険係 内線(521)

## 元気!!しらぬか応援券【第5弾】

新型コロナウイルス感染症の影響とエネルギー価格の高騰が地域経済に大きな打撃を与えていることから、町民皆さんの生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、1月1日(土)から使用できる「元気!!しらぬか応援券」の第5弾を交付します。応援券は12月下旬に簡易書留で郵送しています。

- 対 象 者** 12月1日現在、町内に住民票がある方
- 金 額** 一人当たり5,000円(500円×10枚)
- 内 訳** フリー 500円×10枚
- 使用期限** 令和4年1月1日(土)～3月31日(木)
- 問 合 先** 経済課商工係 内線(246)



応援券の取扱店には、上記のステッカーが店内に掲示されています。

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

- 対 象 者** 次の①～③のうち、令和3年度の所得(令和2年分)が児童手当と同様の所得制限限度額内の方
  - ①令和3年9月分の児童手当(対象年齢15歳まで)の受給者
  - ②16歳から18歳(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)までの児童の養育者
  - ③令和3年9月以降、令和4年3月31日までに生まれた対象児童を養育する児童手当受給者
- 支 給 額** 児童一人当たり一律10万円(先行分の現金給付5万円+追加分の現金給付5万円)
- 支給時期** 令和3年12月23日(木) 先行分の5万円  
令和3年12月28日(火) 追加分の5万円

※上記対象者②と③の一部の方は、申請時期によっては支給時期が令和3年12月29日以降となる場合があります。

- 支給方法** ①すでに児童手当の支給を受けている世帯は、令和3年10月支給時の児童手当を受給している口座に振り込みます。  
②支給申請を行った方は、申請書で指定した口座に振り込みます。
- 申請が必要な方** 次の(1)～(3)の方は申請が必要です。ただし、白糖町が所得および口座情報を把握している場合は、申請の必要はありません。
  - (1) 令和3年9月30日時点で高校生の保護者(児童手当を受給している兄弟がいない方)※公務員含む
  - (2) 令和3年9月30日時点で所属庁から児童手当を受給している公務員(児童が町外で別居している場合含む)
  - (3) 令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童(新生児)の保護者など
- 問 合 先** 健康こども課子育て支援係 内線(522・526) ※給付金詐欺にご注意ください。

## 国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失等が原因で、所得が免除等を受けられる基準相当まで下がった場合は「国民年金保険料免除・納付猶予申請」「国民年金保険料学生納付特例申請」が可能です。

- 対 象 者** ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方  
②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方【次ページへ続く】